

## 広島市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業として実施する地域活動支援センターⅡ型事業（以下「地域活動支援センターⅡ型事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

### (事業内容)

第3条 市長は、障害者を地域活動支援センターに通わせて実施される、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進その他の便宜の供与（以下「サービス」という。）に要する費用（食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用並びに創作的活動及び生産活動に要する費用を除き、以下「サービスに要する費用」という。）について、地域活動支援センター給付費を支給する地域活動支援センターⅡ型事業を行う。

### (対象者)

第4条 地域活動支援センターⅡ型事業の対象者（以下「対象者」という。）は、広島市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第4条第1項に規定する障害者（就学中及び就労中である者を除く。）
- (2) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、広島市外に住所を有する者で、広島市が介護給付費等の支給決定をしている者を対象者とすることができる。

### (申請及び支給決定)

第5条 地域活動支援センター給付費の支給を申請しようとする者は、あらかじめ所定の申請書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、地域活動支援センター給付費の支給の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において地域活動支援センター給付費の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは所定の支給決定通知書及び受給者証を、支給決定をしなかったときは所定の不支給決定通知書を第1項の規定による申請を行った者に交付するものとする。

### (支給決定の内容)

第6条 支給決定の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給決定の有効期間
- (2) 1か月の支給量
- (3) 利用者負担上限月額

### (支給決定の変更)

第7条 支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者」という。）は、現に受けているサービスに係る1か月の支給量又は利用者負担上限月額を変更する必要があるときは、所定の変更申請書により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支給量の変更等を決定したときは、変更決定通知書及び変更後の支給決定の内容を記載した受給者証を交付するものとする。

(サービスの利用)

第8条 支給決定障害者は、第11条の規定により市長と協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）に受給者証を提示したうえ、当該協定事業者との間でサービスの利用に係る契約を締結し、当該サービスの提供を受けるものとする。

2 支給決定障害者は、地域活動支援センター給付費の請求及び受領を協定事業者へ委任することができる。

(サービスに要する費用の額)

第9条 サービスに要する費用の額は、別表1のとおりとする。

(地域活動支援センター給付費の請求等)

第10条 市長は、支給決定障害者が支給決定の有効期間内に支給量の範囲内において協定事業者からサービスの提供を受けたときは、当該サービスに要する費用について当該支給決定障害者に地域活動支援センター給付費を支給する。

2 支給決定障害者は、原則として、その月に提供を受けたサービスに係る地域活動支援センター給付費を市長が別に定める日までに請求するものとする。

3 地域活動支援センター給付費の額は、1か月当たりのサービスに要する費用の額（以下「総費用額」という。）から次の各号に掲げる額を比較して最も少ない額を控除して得た額とする。

(1) 総費用額の百分の十に相当する額

(2) 別表2に定める額

(3) 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）に係る利用者負担額があるときは、別表2に定める額から指定障害福祉サービス等の利用者負担額（当該利用者負担額が別表2に定める額を超えるときは別表2に定める額）を控除した額

4 第1項の規定にかかわらず、支給決定障害者が地域活動支援センター給付費の請求及び受領を協定事業者へ委任したときは、市長は、当該支給決定障害者に支払うべき地域活動支援センター給付費を当該支給決定障害者に代わり当該協定事業者へ支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者に地域活動支援センター給付費の支払があったものとみなす。

6 協定事業者は、第4項の規定により支給決定障害者に代わり地域活動支援センター給付費の支払を受ける場合は、当該支給決定障害者から総費用額から地域活動支援センター給付費の額を控除した額（利用者負担額）の支払いを受けるものとする。

7 協定事業者は、第4項の規定による支払を受けたときは、当該支給決定障害者に、地域活動支援センター給付費として受領した額を通知しなければならない。

(協定事業者)

第11条 市長は、別に定める基準に基づき、適当と認める者と地域活動支援センターⅡ型事業に関する協定を締結するものとする。

(報告)

第12条 協定事業者は、サービスを提供する毎に、サービス実績記録票への支給決定障害者による押印又は署名により、サービスを提供した旨の確認を当該支給決定障害者に求めるものとする。

2 協定事業者は、市長が別に定める日までに、支給決定障害者ごとに作成したサービス提供実績記録票を市長に提出するものとする。

(サービス提供記録の整備)

第13条 協定事業者は、地域活動支援センターⅡ型事業に係る記録を整備するものとし、サービスの提供が終了した日以後の最初の4月1日から起算して5年を経過するまでの間、これを保存する

ものとする。

(委任規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか地域活動支援センターⅡ型事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 支給決定及び第11条に規定する協定の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、改正後の第14条、別表1備考中「生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付受給世帯」の規定及び別表2生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付受給世帯に属する支給決定障害者の項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1（第 9 条関係）

| 区 分      | サービスに要する費用の額                 |
|----------|------------------------------|
| 基本サービス   | サービスの利用 1 日当たり<br>5, 7 0 0 円 |
| 食事提供体制加算 | サービスの利用 1 日当たり<br>3 2 0 円    |

## 備考

この表において「食事提供体制加算」とは、生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている世帯、市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税の所得割の額（市長が別に定めるところにより算出した額とする。）が 1 6 万円未満の世帯に属する支給決定障害者に対して食事の提供を行った場合に算定するサービスに要する費用をいう。

別表 2（第 1 0 条関係）

| 階 層 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 利用者負担上限月額    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 市町村民税非課税世帯、生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている世帯に属する支給決定障害者 | 0 円          |
| 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税の所得割の額が 1 6 万円未満の世帯に属する支給決定障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9, 3 0 0 円   |
| 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税の所得割の額が 1 6 万円以上の世帯に属する支給決定障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3 7, 2 0 0 円 |

## 備考

この表において「世帯」とは、利用者本人及び配偶者をいう。また、「市町村民税の所得割の額」は、市長が別に定めるところにより算出した額とする。